

内航未来創造プランに基づく緩和措置について

船員の確保・育成を目的として、総トン数 499 トンクラスの貨物船の居住区域を拡大した結果、総トン数 500 トン以上（総トン数 510 トン未満）となった内航船舶（以下、対象船舶）に対する船舶職員及び小型船舶操縦者法及び船舶安全法の規定に基づく緩和措置は以下のとおりです。

1. 船舶職員の配乗の緩和内容について

対象船舶の甲板部の船舶職員の配乗について、船舶職員及び小型船舶操縦者法第 20 条の特例許可を取得することにより、船舶の航行区域に応じて以下のとおり緩和されます。

航行区域	本来必要な資格			20 条特例取得後必要な資格		
	船長	一航士	二航士	船長	一航士	二航士
近海区域	3 級	4 級	5 級	4 級	5 級	
限定近海	4 級	5 級	5 級	4 級	5 級	
沿海区域	4 級	5 級		5 級	6 級	

特例許可の詳細については別紙 1 の「当該緩和措置を受ける上での留意事項について」を参照下さい。

2. 船舶設備の緩和内容について

一部の技術基準（機関室の消防設備等）について、引き続き総トン数 499 トンの船舶と同じ基準が適用となります。ただし、国際条約で要求のあるジャイロコンパス、船舶自動識別装置 (AIS) 等の航海関係設備、復原性、防火構造等の船舶全体の安全性及び居住区域の安全性に関する要件については緩和の対象となりません。

なお、参考までに、沿海区域を航行区域とする貨物船で免除可能となる主な設備につきましては別紙 2 を参照ください。

3. 緩和措置を受ける際の手続きについて

本緩和措置を受けるには、新造、改造及び購入等による内航海運業法第7条に基づく変更登録申請時に、申請書等への「船員の確保・育成のための船員の居住区域を確保したことにより総トン数が500総トンを超えた」旨の記載とともに、日本内航海運組合総連合会が発出する「船員の確保・育成のための船員の居住区域を確保することにより総トン数が500総トンを超えたこととなる船舶の証明書」の写しの添付が必要です。

なお、手続きの流れ全般については別紙3を参照ください。

詳細につきましては最寄りの地方運輸局関係部署へお問い合わせください。

◆ 本緩和措置に関する問い合わせ先

神戸運輸監理部

海上安全環境部

船員労働環境・海技資格課（1. 関係） 直通：078-321-7053

船舶検査官（2. 関係） 直通：078-321-7055

船舶安全環境課（船舶検査における手続き関係）

直通：078-321-7052

◆ 内航海運業法に基づく変更登録関係に関する問い合わせ先

神戸運輸監理部

海事振興部貨物・港運課（3. 関係）

直通：078-321-3147

当該緩和措置を受ける上での留意事項について

船員の確保・育成を目的として総トン数 499 トンクラスの貨物船の居住区域を拡大した結果、総トン数 500 トン以上（総トン数 510 トン未満）まで拡大する船舶及び船員の確保・育成に取り組む計画の留意事項については、以下のとおりです。

1. 対象となる船舶について

船員の確保・育成を目的として総トン数 499 トンクラスの貨物船を総トン数 500 トン以上（総トン数 510 トン未満）まで拡大する場合は、以下の点に留意のうえ建造又は改造を実施してください。

- (1) 確保・育成しようとする船員の人数分（船員法に基づく安全最少定員を超過する人数分に限る）の居住区域（面積及び船室数）が確保されていること。
- (2) 代替建造船については被代替船よりも船員の居住区域の面積が拡大していること。
- (3) 代替建造又は既存船の改造の場合は貨物スペース等を拡大しないこと（ただし、例えば被代替船が総トン数 490 トンの場合の代替船については、総トン数 500 トン未満であれば、貨物スペース等の拡大に充てることができる）。

2. 船員の確保・育成に取り組む計画について

(1) 計画の作成について

総トン数 499 トンクラスの貨物船の居住区域を拡大し、船舶職員及び小型船舶操縦者法第 20 条の許可（いわゆる「20 条特例」）を受けるための後継者の確保・育成に取り組む計画の作成にあたっては、以下の点に留意のうえ作成してください。

① 5 年以内に船員の確保・育成が完了する場合

- イ. 船員の確保・育成が完了する時期まで許可期間とする。
- ロ. 具体的な育成方針、確保・育成人数及び取得予定の海技資格、育成実施予定時期及び育成期間について記載すること。

（記載例参照）

20 条特例許可の申請時に地方運輸局の窓口において、船員の確保・育成までの流れが現実的な計画であることを確認します。

②5年を超えて船員の確保・育成を行う計画の場合

- イ. 5年間を許可期間とする。
- ロ. 具体的な育成方針、確保・育成人数及び取得予定の海技資格、育成実施予定時期及び育成期間について記載すること。
(例：50歳の機関士の10年後の定年退職を見越して、8年後から代替機関士の確保・育成を実施する場合などを想定。) (記載例参照)
- ハ. 船員の確保・育成の時期は船舶の法定耐用年数の期限を上限とする。

20条特例許可の申請時に地方運輸局の窓口において、船員の確保・育成までの流れが現実的な計画であることを確認します。

(2) 計画の進捗状況の確認について

地方運輸局窓口において、毎年1回(10月1日)、計画の進捗状況を確認するとともに、20条特例の許可期間満了日の3月以上前に計画の進捗状況をヒアリングします。

計画どおり実施されていない場合は、許可が取り消されますのでご注意ください。

また、被代替者の退職時期が遅れるため、船員の確保・育成の時期が後ろへずれ込むことにより計画どおり実施できなくなる場合などについては、計画の変更が必要になります。

(3) 船員の確保・育成が完了した後の20条特例の許可について

船員の確保・育成が完了した船舶に対しても、新たな後継者の確保・育成に取り組む計画を作成のうえ、更新申請を行う必要があります。

ただし、当該船舶において新たな船員の確保・育成を行う予定がない場合には、その旨を計画に記載のうえ5年ごとに更新申請を行うことで、当該船舶が引き続き運航される間は20条特例として認めることとします。

船員の確保・育成のための計画（記載例）

5年以内の計画例：

具体的な育成方針	2021年4月に退職者が見込まれるため、2019年4月までに水産高校卒業生1名を確保し、5級海技士（機関）の資格を2020年10月までに取得させ、一等機関士として2021年4月より乗船させる。
確保・育成人数及び取得予定の海技資格	1名につき、5級海技士（機関）を取得させる予定。
育成実施予定時期及び育成期間	2019年4月より2年間。

5年を超える計画例：

具体的な育成方針	機関士が2027年に定年退職する年齢に達するため、その時期に合わせ、新たに確保した船員を一等機関士として乗船させる予定。 そのため、2027年までに余裕をもって新たな船員を確保し、教育して必要な資格を取得させ、一等機関士としての職務を経験させる予定。
確保・育成人数及び取得予定の海技資格	1名につき、5級海技士（機関）を取得させる予定。
育成実施予定時期及び育成期間	水産高校卒業生を新たな船員として確保した場合、2025年より2年間。

免除可能な主な船舶設備*
(沿海区域を航行区域とする貨物船の場合)

① 一般貨物船の場合

設備	場所
固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置	機関室

② ケミカルタンカーの場合

設備	場所
隔壁貫通部温度監視装置	貨物ポンプ室
引火性ガス濃度連続監視装置及びビルジ液位監視装置	
照明装置のインターロック (通風装置が作動していない場合に作動せず、かつ、通風装置が故障した場合に作動を停止しない)	

③ 油タンカーの場合

上記①の設備に加えて以下の設備

設備	場所
固定式甲板泡装置	貨物タンク区域
隔壁貫通部温度監視装置	貨物ポンプ室
炭化水素ガス濃度連続監視装置及びビルジ液位監視装置	
照明装置のインターロック (通風装置が作動していない場合に作動せず、かつ、通風装置が故障した場合に作動を停止しない)	

※ 本表は免除可能な主な船舶設備を参考として示したものであり、個船ごとの免除については別途お問い合わせください。